中央区サイバーセキュリティに関する協定書

警視庁築地警察署（以下「甲１」という。）、警視庁中央警察署（以下「甲２」という。）、警視庁久松警察署（以下「甲３」という。）、警視庁月島警察署（以下「甲４」といい、甲１、甲２、甲３及び甲４を「甲」と総称する。）、中央区（以下「乙」という。）及び東京商工会議所中央支部（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が協力して、中央区の区域内に所在する中小企業の事業者（以下「区内中小企業事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪（攻撃を含む。）による被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一　サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第２条に規定するサイバーセキュリティをいう。

二　サイバー犯罪

高度情報通信ネットワークを利用した犯罪や、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪をいう。

（取組事項）

第３条　甲、乙及び丙は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

一　サイバーセキュリティに関する広報啓発活動

二　サイバーセキュリティセミナー（以下「セミナー」という。）の開催

三　サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動

四　前３号のほか、サイバーセキュリティに関する必要な対応

（サイバーセキュリティに関する広報啓発活動）

第４条　甲、乙及び丙は、区内中小企業事業者等のサイバーセキュリティに関する意識の向上を図るため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

一　サイバーセキュリティに関するリーフレットの配布及びポスター等の掲示

二　各種イベントや各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動の実施

（セミナーの開催）

第５条　甲、乙及び丙は、区内中小企業事業者等に対するセミナーを協力して行うこととし、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

一　セミナーの開催に当たっての会場の提供

二　専門的知識を有する講師の選定及び派遣

三　ホームページ等を利用したセミナー参加者の募集

（サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動）

第６条　甲、乙及び丙は、区内中小企業事業者等が被害者となるサイバー犯罪被害を認知したときは、相互に情報共有し、他の区内中小企業事業者等に注意喚起のための情報発信を行うなど、被害の拡大防止を図るものとする。

２　甲は、サイバー犯罪被害に係る各種情報を入手した際は、速やかに乙及び丙に情報提供を行い、同種被害の未然防止に努めるものとする。

（Ｔｃｙｓｓの活用）

第７条　甲、乙及び丙は、東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク（Ｔｃｙｓｓ）を積極的に活用する。

（事務局の設置）

第８条　本協定の事務局は、甲にそれぞれ置く。

２　甲、乙及び丙は、本協定に関する連絡担当部署をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡会の開催）
第９条　事務局は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有を図るものとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれかが開催を必要としたときは、その都度開催するものとする。
（個人情報）
第１０条　甲、乙及び丙は、本協定に基づき知り得た情報を発信する際は、個人及び事業者を特定できないよう万全の対策を講ずるものとする。
（協議）
第１１条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１２条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の一か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定はさらに一年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書六通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自その一通を保有する。

平成２９年１０月２６日

甲１　東京都中央区築地一丁目６番１号
警視庁築地警察署

署　長　岸　昭　利　（署名）

甲２　東京都中央区日本橋兜町１４番２号
警視庁中央警察署

署　長　岸　本　俊　彦　（署名）

甲３　東京都中央区日本橋久松町８番１号
警視庁久松警察署

署　長　平　井　克　昌　（署名）

甲４　東京都中央区晴海三丁目１６番１４号
警視庁月島警察署

署　長　佐　藤　善　亮　（署名）

乙　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区

中央区長　矢　田　美　英　（署名）

丙　東京都中央区銀座一丁目２５番３号
東京商工会議所中央支部

会　長　大　谷　信　義　（署名）